

兵庫県公報

令和2年10月30日 金曜日 第153号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 地積を特に減じて換地を定める土地の指定（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 東播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 平成20年兵庫県告示第265号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	9
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	13
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（東播磨県民局）	13
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	14
公 告	
○ 入札公告（管理課）	14
○ 落札者等の公示（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	19
○ 入札公告（但馬県民局）	19
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	23
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	25

告 示

兵庫県告示第1114号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	同棲性活 恥部とあなたと・・・	オーピー映画

同	未亡人下宿?その4 今昔タマタマ教え歌	オーピー映画
同	赤い凌辱	新東宝映画
同	性鬼人間第三号 異次元の快樂	オーピー映画
同	銀河の裏筋 性なる侵乳!	オーピー映画



兵庫県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 則 雄	明石市鳥羽1596番地
同	神 足 辰 彦	同 市藤江1532番地
同	井 上 昌 裕	同 市松江70番地
同	田 中 謙 三	同 市大久保町森田129番地の18
同	吉 本 彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中 西 章 二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	木 内 眞 治	同 市林崎町3丁目497番地の1
同	茶 谷 秀 男	同 市和坂2丁目12番27号
同	竹 中 康 訓	同 市小久保3丁目4番地の12
同	木 下 重 次	同 市大久保町松陰149番地
同	田 口 隆 清	同 市野々上2丁目7番地の1
同	藤 谷 佳 久	同 市松江535番地
監 事	岸 本 達 夫	同 市鳥羽1612番地
同	伊 藤 良 行	同 市藤江971番地
同	赤 松 保	同 市林2丁目14番12号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	神 足 辰 彦	明石市藤江1532番地
同	澤 田 則 雄	同 市鳥羽1596番地
同	井 上 昌 裕	同 市松江70番地
同	田 中 謙 三	同 市大久保町森田129番地の18
同	吉 本 彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中 西 章 二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	赤 松 保	同 市林2丁目14番12号
同	茶 谷 秀 男	同 市和坂2丁目12番27号
同	竹 中 康 訓	同 市小久保3丁目4番地の12
同	木 下 重 光	同 市大久保町松陰150番地
同	田 口 隆 清	同 市野々上2丁目7番地の1
同	藤 谷 佳 久	同 市松江535番地
監 事	岸 本 達 夫	同 市鳥羽1612番地
同	今 村 博 彦	同 市藤江323番地

同	石 田 宏	同 市和阪1丁目10番10号
石守土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	厚 海 正 昭	加古川市神野町石守1129番地
同	石 見 節 雄	同 市神野町石守1089番地
同	森 田 孝 治	同 市神野町石守924番地
同	石 見 幹 雄	同 市神野町石守753番地の8
同	渋 谷 忠 幸	同 市神野町石守1151番地
同	石 見 朝 一	同 市神野町石守1110番地
同	厚 海 義 清	同 市神野町石守794番地
同	小 林 重 和	同 市神野町石守1294番地の1
同	澁 谷 豊	同 市神野町石守18番地
同	竹 中 利 次	同 市神野町石守200番地
同	岡 田 一 吉	同 市神野町石守186番地
同	藤 田 幸 雄	同 市神野町石守255番地の3
同	三 又 康 邦	加古郡稲美町中一色168番地の2
同	永 田 好 一	同 郡同 町中一色183番地
同	宮 本 佳 秀	同 郡同 町中一色684番地の1
同	森 田 茂	同 郡同 町中一色659番地の3
監 事	澁 谷 重 光	加古川市神野町石守1146番地
同	澁 谷 正 彦	同 市神野町石守228番地の2
同	森 田 勲	加古郡稲美町中一色761番地の2

就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	厚 海 正 昭	加古川市神野町石守1129番地
同	石 見 節 雄	同 市神野町石守1089番地
同	森 田 孝 治	同 市神野町石守924番地
同	石 見 幹 雄	同 市神野町石守753番地の8
同	渋 谷 忠 幸	同 市神野町石守1151番地
同	石 見 朝 一	同 市神野町石守1110番地
同	厚 海 義 清	同 市神野町石守794番地
同	小 林 重 和	同 市神野町石守1294番地の1
同	澁 谷 正 彦	同 市神野町石守228番地の2
同	岡 田 一 吉	同 市神野町石守186番地
同	森 下 昇 五	同 市神野町石守213番地
同	渋 谷 嘉 樹	同 市神野町石守1丁目142番地
同	三 又 康 邦	加古郡稲美町中一色168番地の2
同	大 西 正 彦	同 郡同 町中一色132番地の6
同	松 岡 良 平	同 郡同 町中一色322番地
同	宮 本 修	同 郡同 町中一色640番地の3
監 事	澁 谷 重 光	加古川市神野町石守1146番地
同	森 田 勲	加古郡稲美町中一色761番地の2
同	茨 木 君 夫	加古川市神野町石守22番地の1

兵 庫 県 告 示 第 1116 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
本郷土地改良区	令和2年10月12日



兵庫県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)	特に減ずる地積 (㎡)
太子町	岩見構	大將軍	222	田	田	1,018	1,018
同	同	同	223—1	田	田	403	94



兵庫県告示第1118号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱パワー株式会社高砂工場
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
常務執行役員高砂工場長 東 澤 隆 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱パワー株式会社高砂工場
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	150L	100L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分 1時間30分	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9～11	9～11	9～11	9～11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.5未満	2	0.5未満	2
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1未満	1	1未満	1
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	41,000	50,000	41,000	50,000
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	クロム含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	41,000	50,000	41,000	50,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.15	0.15	0.1	0.1	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
53m ³ /分		12本/日	
同 左		同 左	
着手後3箇月		同 左	
同 左		同 左	
24時間連続		同 左	
同 左		同 左	
通常	通常	通常	最大
1～7	1～7	1～4	1～4
—	—	—	—
10	15	100	150
10	20	100	200
4,000	4,500	40,000	45,000
1未満	1未満	1未満	1未満
—	—	—	—
35	45	350	450
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
4,000	4,500	40,000	45,000
0	0.25	0.2	0.2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年10月30日から同年11月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1119号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高砂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月5日から令和3年1月30日まで
- 3 作業地域
高砂市の一部



兵庫県告示第1120号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和2年10月26日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第1121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
 - 3.4.510号 山手環状線
 - 3.5.519号 大久保石ヶ谷線
- 3 事業施行期間
令和2年10月30日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県明石市大久保町大窪字岡田、字寒田淵、字東浄坊、字明光池、字小山、字下谷田、字大門、字宮前、字舟橋及び字原ノ前地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年11月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市日高町山本字耳谷草山90番1から 同市日高町藤井字五反田424番1まで	旧	16.0から 23.0まで	142.0	
		新	16.0から 21.0まで	142.0	
県道 但馬空港線	豊岡市上佐野字長尾谷404番1から 同市上佐野字長尾谷416番6まで	旧	19.0から 39.0まで	56.0	
		新	19.0から 34.0まで	56.0	

兵庫県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年10月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡新温泉町居組字穴見山878番から 同郡同町居組字穴見山845番1まで	旧	14.0から 30.0まで	46.0	
		新	13.0から 34.0まで	46.0	

兵庫県告示第1124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
明泉寺(5) I (101040161)	神戸市長田区明泉寺町2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
上池田(4) I (101040162)	神戸市長田区上池田3丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
明泉寺(1) I-2 (101040163)	神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
花山(1) I-2 (101040164)	神戸市長田区花山町1丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
長田天神町(10) I-2 (101040165)	神戸市長田区長田天神町5丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
高取山(4) I-2 (101040166)	神戸市長田区高取山町1丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
池田谷町 I-2 (101040167)	神戸市長田区上池田4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
高取山(1) I-2 (101040168)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1125号

平成20年兵庫県告示第265号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

長田天神町(5) I (101040002)の項中別図2、源平(1) I (101040006)の項中別図6、長田天神町(7) I (101040043)の項中別図43、明泉寺(1) I (101040045)の項中別図45、花山(1) I (101040053)の項中別図53、長田天神町(10) I (101040089)の項中別図89、宮丘(4) I (101040104)の項中別図104、高取山(4) I (101040105)の項中別図105、池田谷町 I (101040122)の項中別図122、上池田(2) I (101040124)の項中別図124、大谷町(5) I (101040133)の項中別図133、高取山(1) I (101040135)の項中別図135を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長田天神町(4) I (101040001)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長田天神町(5) I (101040002)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
長田天神町(6) I (101040003)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
滝谷(1) I (101040004)	神戸市長田区滝谷町2丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
滝谷(2) I (101040005)	神戸市長田区滝谷町3丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
源平(1) I (101040006)	神戸市長田区源平町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鷲町(4) I (101040016)	神戸市長田区鷲町4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
桧川(4) I (101040021)	神戸市長田区桧川町3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
雲雀ヶ丘(1) I (101040023)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
雲雀ヶ丘(2) I (101040024)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
雲雀ヶ丘(3) I (101040025)	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
雲雀ヶ丘(4) I (101040026)	神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
萩乃(2) I (101040034)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
萩乃(3) I (101040035)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
雲雀ヶ丘Ⅲ (101040042)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長田天神町(7) I (101040043)	神戸市長田区長田天神町6丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
明泉寺(1) I (101040045)	神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
丸山(2) I (101040048)	神戸市長田区丸山町1丁目(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

堀切(1) I (101040049)	神戸市長田区堀切町 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
西丸山(2) I (101040052)	神戸市長田区西丸山町3丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
花山(1) I (101040053)	神戸市長田区花山町1丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
花山(3) I (101040055)	神戸市長田区花山町2丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鹿松(2) I (101040058)	神戸市長田区鹿松町2丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鹿松(4) I (101040060)	神戸市長田区鹿松町2丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高東町(6) I (101040066)	神戸市長田区高東町3丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高東町(8) I (101040068)	神戸市長田区高東町3丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東丸山Ⅱ (101040076)	神戸市長田区東丸山町 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
長田天神町(1) I (101040084)	神戸市長田区長田天神町3丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
長田天神町(10) I (101040089)	神戸市長田区長田天神町5丁目 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西山(1) I (101040097)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
西山(4) I (101040100)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
宮丘(1) I (101040101)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宮丘(2) I (101040102)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宮丘(3) I (101040103)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
宮丘(4) I (101040104)	神戸市長田区宮丘町2丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
高取山(4) I (101040105)	神戸市長田区高取山町1丁目 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高取山(5) I (101040106)	神戸市長田区高取山町1丁目 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西山町Ⅱ (101040112)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

長者(3)Ⅱ (101040113)	神戸市長田区長者町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
池田宮町(1)Ⅱ (101040114)	神戸市長田区池田宮町(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
池田宮町(2)Ⅱ (101040115)	神戸市長田区池田宮町(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
池田宮町(3)Ⅱ (101040116)	神戸市長田区池田宮町(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
池田宮町(4)Ⅱ (101040117)	神戸市長田区池田宮町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高取山(2)Ⅱ (101040120)	神戸市長田区高取山町(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
池田谷町Ⅰ (101040122)	神戸市長田区上池田4丁目(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040124)	神戸市長田区上池田4丁目(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
池田経町Ⅰ (101040128)	神戸市長田区池田経町(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
大谷町(2)Ⅰ (101040130)	神戸市長田区大谷町2丁目(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大谷町(4)Ⅰ (101040132)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
大谷町(5)Ⅰ (101040133)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
高取山(1)Ⅰ (101040135)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
高取山(6)Ⅰ (101040138)	神戸市長田区高取山町(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
高取山(7)Ⅰ (101040139)	神戸市長田区高取山町2丁目(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
長尾(1)Ⅰ (101040141)	神戸市長田区長尾町2丁目(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040146)	神戸市長田区上池田3丁目(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
池田寺Ⅰ (101040147)	神戸市長田区池田寺町(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
池田上Ⅰ (101040148)	神戸市長田区池田上町(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
大谷Ⅰ (101040149)	神戸市長田区大谷町3丁目(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

大谷町Ⅱ (101040154)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
高取山(7)Ⅱ (101040158)	神戸市長田区高取山町(別 図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

(別図1から別図60までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1127号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
姫路市家島町真浦590—7
一般社団法人家島観光事業組合
組合長 岡部 賀胤
- 4 委託年月日
令和2年4月1日
- 5 徴収の方法
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。



兵庫県告示第1128号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時
令和2年11月13日(金)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
姫路市北条1—98 兵庫県姫路総合庁舎5階 502会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社アビーム
代表者氏名 小林 義昭
事務所所在地 姫路市東今宿三丁目10番17号
免許番号 兵庫県知事(2)第451325号
免許年月日 平成28年9月12日



兵庫県告示第1129号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

東播磨県民局長 伊藤 裕文

- 1 指定する土地等の所在地
明石市魚住町西岡371番
明石市魚住町清水1番外7筆
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
公園
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
明石市	明石市中崎1丁目5番1号	泉 房 穂
一般財団法人第17号池コーポレーション	明石市魚住町清水58番地	安 達 哲 哉

- 4 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01淡路位置 0019号	2.10.19	淡路市久留麻字宮ノ本229番の一部、227番5の一部	6.00 4.00	21.84 18.83

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
兵庫県フェニックス防災システムサーバ等機器 一式（賃貸借）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
令和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで（60箇月）
 - (4) 納入場所
兵庫県災害対策センターほか（詳細は仕様書のとおり）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年10月30日（金）から同年11月13日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年12月10日（木）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年12月9日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年10月30日（金）から同年11月13日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年11月13日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年12月3日（木）午後5時から同月10日（木）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年10月31日（土）から同年11月25日（水）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年10月31日（土）から同年11月13日（金）まで（県の

休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年11月13日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年12月3日(木)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月8日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年12月24日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Apparatus, such as the Hyogo phoenix disaster prevention system servers (leasing contract)

(3) Lease period: April 1, 2021 - March 31, 2026

(4) Delivery location:

Hyogo disaster management center and other locations (as specified in the specifications)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 13, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 December 10, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 9, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
議会LAN機器（賃貸借）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月14日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
1,121,010円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年8月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
ディスプレイ 450台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月2日
- 4 落札者の名称及び住所
日興通信株式会社大阪支店 大阪市中央区淡路町1丁目4番9号
- 5 落札金額
21,978,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年8月21日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
国際観光芸術専門職大学(仮称) 大教室ほか物品の購入及び設置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月9日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ドテヤマビジネス 神戸市兵庫区中道通3丁目2番10号
- 5 落札金額
84,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年8月28日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年10月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
国際観光芸術専門職大学(仮称) 事務室ほか物品の購入及び設置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月14日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ドテヤマビジネス 神戸市兵庫区中道通3丁目2番10号
- 5 落札金額

39,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年9月4日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（第1工区）芦屋市南宮町126番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市精道町7番6号
芦屋市長 伊藤 舞
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年9月7日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-3-3号（1芦屋）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月30日

契約担当者

但馬県民局長 小畑 由起夫

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
但馬県民局豊岡土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約） 予定数量500トン
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納期
契約担当者が仕様書等で指定する期日
 - (4) 納入場所
契約担当者が仕様書等で指定する場所
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和2年10月30日(金)から同年11月6日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 西井

電話 (0796) 26-3607 F A X (0796) 24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和2年10月30日(金)から同年11月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年11月13日(金)午後2時

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 別館第1会議室(豊岡市幸町7-11)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年11月12日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を、令和2年11月12日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年11月12日(木)以前の任意の日を開始日とし、同月20日(金)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月20日（金）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月30日

契約担当者

但馬県民局長 小畑 由起夫

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約）
予定数量500トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間
令和2年10月30日（金）から同年11月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 西井
電話（0796）26-3607 F A X（0796）24-7490
- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間
令和2年10月30日（金）から同年11月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和2年11月13日（金）午後2時10分
場所 兵庫県豊岡総合庁舎 別館第1会議室（豊岡市幸町7-11）
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年11月12日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額を、令和2年11月12日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年11月12日（木）以前の任意の日を開始日とし、同月20日（金）以降の任意の日を終了日とすること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
 - (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 過去2年間に国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月20日（金）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年10月30日

契約担当者
但馬県民局長 小畑 由紀夫

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

但馬県民局養父土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・1トン袋入・単価契約） 予定数量
850トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

- (4) 納入場所
契約担当者が仕様書等で指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品の単価（1トン袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間
令和2年10月30日（金）から同年11月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 西井
電話（0796）26-3607 F A X（0796）24-7490
- 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間
- (1) 入札参加申込書の提出期間
令和2年10月30日（金）から同年11月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
- (3) 入札・開札の日時及び場所
日時 令和2年11月13日（金）午後2時20分
場所 兵庫県豊岡総合庁舎 別館第1会議室（豊岡市幸町7-11）
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年11月12日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額を、令和2年11月12日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及

び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年11月12日（木）以前の任意の日を開始日とし、同月20日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月20日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第304号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教

育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年10月30日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和2年11月30日（月）から同年12月4日（金）までの5日間
 - イ 追加取得講習
令和2年12月3日（木）及び同月4日（金）の2日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和2年12月4日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに令和2年11月9日（月）から同月18日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通
 - イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- 7 申込書の配布
申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。
- 8 受講手数料
新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166